

第21回 農業委員会総会議事録

平成28年3月23日開会

中標津町農業委員会

平成28年3月23日、第21回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- 1番 和 泉 光 広
- 2番 後藤田 宏 幸
- 3番 高 橋 正 一
- 4番 赤波江 信 二
- 5番 佐 野 弥奈美
- 6番 國 光 達 男
- 7番 小 林 亨
- 9番 中 村 正 生
- 10番 笠 原 康 博
- 11番 氏 家 康 夫
- 12番 杉 本 公 也
- 13番 本 田 信 幸
- 15番 纒 坂 尚 久
- 16番 金 刺 健四郎
- 17番 安 田 稔
- 18番 戸 田 重 勝

本日欠席した委員

- 8番 飯 島 浩
- 14番 本 田 芳 明

付議した案件

- (イ) 議案第104号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第105号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第106号 現況証明願いについて
- (ニ) 議案第107号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第108号 町長の権限に属する事務の一部の事務委任について
- (ヘ) 議案第109号 中標津町農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程制定について
- (ト) 報告第59号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (チ) 報告第60号 農政委員会開催報告について
- (リ) 報告第61号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 13時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第21回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
9番、中村正生委員。
10番、笠原康博委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 2月25日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
はじめに3月4日から6日の日程で開催された中標津町農業後継者対策協議会主催によります平成27年度冬季交流会です。道外から4名、町外から2名の女性が参加されました。初日は酪農体験として、計根別の本田牧場の協力により、搾乳、哺乳体験や農業に対しての質疑応答など行い農業を実感してもらいました。二日目は畜産食品加工センターでのソーセージ、アイスクリーム作りを体験しました。今回の交流会では2組カップルが成立し今後の交際に期待をしております。4日の歓迎

交流会には、副会長である安田会長も出席し参加女性を出迎えております。
次に、中標津町議会3月定例会が、3月7日から17日までの日程で開催され、一般行政報告、教育行政報告、平成27年度補正予算、平成28年度施政方針、平成28年度教育行政方針、一般質問、平成28年度予算、各種条例の制定、改正等について審議し、可決決定されております。

本会議が開催された7日と17日に会長が出席しております。

3月8日には札幌市にて、第80回北海道農業会議総会が開催され、会長が出席しております。

最後に、3月22日中標津町農業後継者対策協議会主催により平成27年度「フレッシュミズのつどい」です、後継者へ嫁いで7年目までの方を対象としまして、今回は8名の参加申込があり8名が参加されました、午前中は保健師の戸田さんによる骨盤矯正ストレッチ教室、午後からは昼食を兼ねた懇親会により親交を深めたところであります。主催者を代表して副会長の安田会長が出席し挨拶を行っております。以上会務報告といたします。

議長 以上で、会務報告を終わります。

日程3、議案第104号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

…………… (〇〇委員退席後) ……………

議案第104号(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました議案第104号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,478㎡ほか14筆、合計、畑665,021㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再度後継者へ使用貸借するもの。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年3月23日から平成38年3月22日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ使用貸借していた農地について、期間満了となったため、再度、使用貸借設定するものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第104号(1)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
…………… (〇〇委員着席後) ……………
〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第105号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました議案第105号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。7ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積50,415㎡の内6,850㎡ほか1筆、合計、畑14,690㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利、黒墨、土採取のため。4、転用期間。平成28年4月27日から平成29年4月26日。
5、採取量。砂利10,250㎡、黒墨16,440㎡、土10,365㎡。
6、最大切深12.5m。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、砂利・黒墨・土採取のため申請があったものです。〇〇氏の4条申請による砂利等採取については平成7年度より計画的に採取事業を実施しているところであり、採取計画が終了することにより一団で利用しやすい農地として利用可能になることから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり諮問致します。
日程5、議案第106号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第106号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。10ページをお開きください。

1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積47,783㎡の内5,176㎡、利用状況、原野。字俵橋313番7、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積27,993㎡の内240㎡、利用状況、原野。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、農地・採草放牧地以外、面積48,746㎡の内24,371㎡、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。

4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、公簿が原野であり、現況も原野化している状況のため、現況非農地の証明が必要なものであります。

平成25年に、申請人より砂利採取について事前相談があり、25年6月6日に、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第106号(2) について説明いたします。12ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番、公簿、山林、現況、農地・採草放牧地以外、面積76,799㎡、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地区域外となっており、農地として利用されたことはなく、公簿が山林のため、現況非農地の証明が必要なものであります。

積雪のため現地調査をしておりませんが、昨年からの継続地のため、提出資料の確認により農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第107号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)から(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第107号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(8)について説明いたします。
15ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。
貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 小林実。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353㎡の内65,000㎡。
利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年130,000円。7、資金調達方法。自己資金。
8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。
10、見取図は23ページのとおりです。
なお(2)から(8)につきましても貸主が同一であり、見取図につきましても23ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。16ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積482,353㎡の内68,000㎡。
利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年136,000円。7、資金調達方法。自己資金。
8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、

牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。17ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積600,097㎡の内52,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年104,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、乳牛〇〇〇頭、肉牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。18ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積600,097㎡の内143,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年286,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

19ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積192,274㎡の内76,000㎡ほか1筆、合計156,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年200,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

20ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積192,274㎡の内83,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年166,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

21ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 482,353 m²の内 165,000 m²ほか1筆、合計 339,000 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年678,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。
22ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 482,353 m²の内 46,000 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年366,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

以上8件の案件につきましては、1年ごとの賃貸借契約期間満了に伴い、再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(9)から(16)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第107号(9)から(16)について説明いたします。

24ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長 小林実。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 50,304 m²の内 50,000 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年28,750円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は32ページのとおりです。

なお、(10)から(16)につきましても貸主が同一であり、見取図につきましても32ページのとおりでありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。25ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積51,197㎡の内50,000㎡ほか1筆、合計77,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年44,275円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

26ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,345㎡の内49,000㎡ほか1筆、合計126,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年72,450円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

27ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,812㎡の内48,000㎡ほか2筆、合計78,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年44,850円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

28ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積67,662㎡の内67,000㎡ほか1筆、合計96,000㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。6、価格。年55,200円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営

地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。 9、適用。農業経営基盤強化促進事業。
29ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 76,352 ㎡の内 76,000 ㎡。
利用状況、牧草畑。 3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定
するもの。借主、期間満了により再設定するもの。 4、権利を設定し、又は移転し
ようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。 5、期間。平成 28 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで。 6、価格。年 43,700 円。 7、資金調達方法。自己資金。
8、借主の経営状況。構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、
牛〇〇〇頭。 9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

30ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 23,575 ㎡の内 23,500 ㎡
ほか1筆、合計 56,000 ㎡。利用状況、牧草畑。 3、許可を受けようとする事由。貸
主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。 4、
権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。 5、期
間。平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで。 6、価格。年 32,200 円。 7、
資金調達方法。自己資金。 8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営
地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。 9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

31ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 41,234 ㎡の内 41,000 ㎡。
利用状況、牧草畑。 3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定
するもの。借主、期間満了により再設定するもの。 4、権利を設定し、又は移転し
ようとする契約の内容。利用権の設定、賃貸借。 5、期間。平成 28 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで。 6、価格。年 23,575 円。 7、資金調達方法。自己資金。
8、借主の経営状況。家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、
牛〇〇〇頭。 9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

以上8件の案件につきましては、1年ごとの賃貸借の契約期間満了に伴い、再設定
するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各
要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(9) から (16) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第107号(1)から(16)について、原案のとおり決することに、ご異議
ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第108号「町長の権限に属する事務の一部の事務委任について」
を上程致します。提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第108号「町長の権限に属する事務の一部の事務委任について」提案理由のご説明を申し上げます。34ページをお開きください。
地方自治法第180条の2の規定に基づく町長からの事務委任に対する同意について承認を求めるものでございます。
中標津町が本年4月1日北海道からの権限移譲により担うこととなる農地法に基づく農地等の転用許可等の事務権限が「2ha」から「4ha」となったことから改めて農業委員会に事務委任されるものでございます。
委任される事務の内容でございますが、農地法に基づく事務のうち、次に掲げるものの許可に係る土地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。であります。
1、法第4条の規定による農地の転用の許可。
2、法第4条において準用する第4条第3項の規定による国又は都道府県との協議。
3、法第5条において準用する農地又は採草放牧地の転用のための権利の移動の許可。
4、法第5条において準用する第4条第3項の規定による国又は都道府県との協議。
なお、1から4はいずれも同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除くものであります。
5以降は1から4に関係する事務でございます。
5、法第49条第1項の規定による立入調査等。35ページをお開きください。
6、法第49条第3項の規定による立入調査等の通知。
7、法第49条第5項の規定による損失の補填。
8、法第50条の規定による土地の状況等に関する報告の聴取。
9、法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分等。
10、法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の代執行等。
11、法第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用について違反転用者等に負担させることとさせていただきます。
以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程 8、議案第 109 号「中標津町農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程制定について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第 109 号「中標津町農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程制定につきまして」提案理由のご説明を申し上げます。
37 ページをお開きください。
平成 26 年 6 月 13 日に行政不服審査法の改正により、不服審査申立て構造の見直しがされ、「異議申立て」及び「審査請求」が「審査請求」に一元化されたことから、規定について所要の整備を行うため、該当する規程の一部を改正するものです。
また、規程中一部表記誤りがあったため、あわせて改正するものです。
改正の内容でございますが例外事項に係る部分で第 6 条中、「この規定」と表示している部分を「この規程」に、庶務係の事務分掌に係る部分で第 7 条第 1 項第 7 号中、「異議申立」を「審査請求」に改めるもので、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 9、報告第 59 号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 報告第 59 号「証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」事務局よりご説明申し上げます。議案の 39 ページをお開きください。
平成 28 年 2 月 25 日、第 20 回総会で報告いたしました条例改正につきましては、中標津町議会 3 月定例会にて可決されました。
なお、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。
日程10、報告第60号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 金刺委員長

金刺委員長 農政委員会の報告をいたします。41ページをお開きください。
平成28年2月25日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。
審議内容。1、平成28年度中標津町農業委員会総会開催日程について
本農業委員会の平成28年度総会日程について協議した結果、次のとおり結論を得ております。
審議結果。総会は昨年同様に月1回、年間12回の開催とし、4月から12月までは午前10時30分から、1月から3月までは午後1時30分からの開催といたします。総会日程については別紙によりご確認ください。
以上、農政委員会の開催報告とする。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農政委員会の報告を終わります。
日程11、報告第61号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第61号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。議案の44ページをお開きください。
今回につきましては、平成26年12月13日付け～平成28年2月10日付けで、認定のあった15件について記載しております。
新規認定者は2件、再認定者は9件、計画変更認定は4件。以上報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第21回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。
(閉会 14時30分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月23日

会 長 安 田 稔

9 番 中 村 正 生

10 番 笠 原 康 博